

館長	副館長	主査	合議	担当

大・小ホール利用者用

**【事前の取り決め】**

**座間市立市民文化会館（ハーモニーホール座間）の緊急時対応について**

1. 座間市立市民文化会館（ハーモニーホール座間）では、災害応急対策基本方針に基づき、震度5弱以上の地震や火災が発生した場合には、公演・催事など全ての利用を直ちに中止していただきます。  
※当館は、座間市が運用する全国瞬時警報システム（J-ALERT〔ジェー・アラート〕）の震度を判断基準とします。
2. 震度5弱以上の地震や火災などの災害時には、主催者が責任をもって観客・来場者の避難誘導などを行い、安全を図るものとします。  
地震の場合、震度5弱以上であれば余震の恐れがありますので、公演・催事などを即時中断した後、建物の外へ誘導してください。
3. 震度5弱以上の地震や火災などの緊急事態が発生した場合は、館内一斉放送等で利用者全てに向け、会館使用中止の旨を周知します。
4. 震度5弱以上の地震や火災などの緊急事態が発生した場合は、催事など全館の使用を中止し、来場者・利用者を避難誘導の後、施設を臨時休館いたします。翌日以降の営業の再開は、専門業者による安全点検実施後、座間市との協議を経て決定します。
5. 催事を中止した場合や臨時休館となる期間の使用料は、座間市が定める文化会館の条例及び条例施行規則のとおり還付します。なお、公演・催事などの中止により発生した上記以外の全ての費用（例：入場料収入、公演実施費用など）の損失補てんについては、当財団は一切の責任を負いません。
6. 主催者は、ご利用の前に次の人員を決定しておくことが必要になります。
  - 非常時の会場責任者1名
  - 大ホール1階のみ使用時 … 避難誘導員4名以上（その内1名は統括責任者）
  - 大ホール1・2階使用時 … 避難誘導員6名以上（その内1名は統括責任者）
  - 小ホール … 避難誘導員2名以上（その内1名は統括責任者）
  - 大・小ホール以外の施設 … 会場責任者1名が避難誘導員を兼ねる

本申請時（利用料金納付時）に、「事前の取り決め」（この用紙）が提出できない場合は、ご利用をお断りいたします。

公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団 理事長 殿

同意する（上記の事項について、承諾し、内容を理解し、遵守します）。

↑

を入れてください

令和      年      月      日

責任者名（署名）

---

職員使用欄

申請番号